

議案第52号

七飯町税条例の一部改正について

七飯町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月9日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町税条例の一部を改正する条例

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第91条第7項中「基く」を「基づく」に、「200円」を「400円」に改める。

第139条の3第2項第1号及び第149条第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第91条第7項の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第36条の2第10項、第89条第2項第2号、第139条の3第2項及び第149条第1号の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に規定する日

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の再交付に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の七飯町税条例第91条第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に届出された標識の再交付について適用し、同日前の届出については、なお従前の例による。